

## 第3回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年7月8日（金）

保健文化センター 視聴覚室

### 第3回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年7月8日（金）

2、開催場所 保健文化センター視聴覚室（ホール）

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員（17名）

1番 平賀久雄

2番 齊藤義信

3番 小川一成

4番 宍倉喜八郎

5番 川寄篤之

6番 増田健二

7番 平賀武

8番 加藤岡一弘

9番 内山充弘（会長職務代理者）

10番 中村和敏

11番 川嶋一美

12番 板倉小百合

13番 内海亮一

14番 梅原英男

15番 齋藤重幸

16番 鵜澤英夫（会長）

17番 今関喜明

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
（整理番号1～6）

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
（整理番号1～2）

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
（整理番号1）

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
（利用権設定）

第7 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価の策定について

第8 議案第6号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について

第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1～2)

第10 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
(整理番号1)

第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
(整理番号1～2)

第12 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1～3)

#### 7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	小田切基樹
主任書記	酒井  総		

◎開 会

○議長 ただいまより、第3回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので、第3回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時09分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀武委員及び加藤岡一弘委員をお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号は6件であります。本来であれば一括して審議するところですが、整理番号6は、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1と関連しております。

そのため、初めに、整理番号1から5を審議し、整理番号6は、議案第3号の整理番号1と一括して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から、議案第1号の整理番号1から5について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、整理番号1と2につきましては、農作業の利便性をよくするため相互に土地を交換

するもので、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

整理番号1、申請地は大網字荻下、現況地目、田の1筆、面積737平方メートルでございます。

整理番号2、申請地は清名幸谷字南柳前、地目、田の3筆、合計面積が662平方メートルを交換により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、右中付近に1-1、そして1-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の1-1につきましては1ページから5ページまで、1-2につきましては2ページと3ページ及び6ページから8ページまでとなります。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は清名幸谷字上野谷、地目、田の1筆、面積251平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりです。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、右上付近に1-3と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の9ページから12ページまでとなっております。

続きまして、整理番号の4、申請地は清水字向、地目、畑の1筆、面積72平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりです。

理由につきましては、権利者は自宅からの利便性がよいため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中付近に1-4と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料13ページから16ページまでとなっております。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は北今泉字中東之腰、地目、畑の1筆、面積405平方メートルを贈与により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりです。

理由につきましては、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、右中付近に1-5と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の17ページから21ページまでとなっております。

なお、整理番号1から5の、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定の面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員による調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1と2の案件につきましては、一括して川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号1から2の調査報告をいたします。

申請理由は事務局説明のとおりであります。

調査に当たりましては、7月3日に関本推進委員さんと、権利者、義務者と現地で会い、お話をお伺いしたところ、申請内容は間違いのないことでした。権利者の田の中に義務者の畑があり、その畑の砂を欲しいという業者があり、砂を取るようになりました。砂の搬出中に、権利者から義務者に交換の話があり、道を挟んだ反対側に権利者の田があり、お互いに形もよくなり便利になるので、所有権の移転取引で応じたものです。義務者は、整地をした後で作付をする予定とのことでした。権利者は、稲を作付しており、機械も労働力もそろっております。問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号3の調査報告をいたします。

7月3日、齋藤推進委員さんと義務者宅へ伺い、現地を見てまいりました。

内容については事務局説明のとおりです。

隣接している土地ですので売買に至るという格好になったそうです。権利者については、地区外でございましたので電話での連絡となりましたが、何とぞよろしく申し上げますとのことで、何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号4について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

7月1日に、義務者には電話にて、権利者には申請地で片岡推進委員さんと調査を行いました。義務者、権利者は親類関係と伺いました。義務者は市外に住まわれており、また高齢により耕作ができなくなったそうです。そのため、申請地の隣で畑を管理している権利者に話をし、今回の申請に至ったとのことでした。権利者も、義務者より申し入れがあり、自宅からの利便性がよいことから話が進んだと申しておりました。義務者、権利者とも申請について間違いがないということで、申請地は少々荒れているところもありましたが、機械を使って耕作できるよう管理していくと権利者が話されておりました。

以上、問題はないと思われませんが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号5の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、議案第1号、整理番号5について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

調査は、義務者に7月1日電話で確認し、今回の申請に間違いのないとのことでした。権利者とは7月3日に市東推進委員さんと申請地でお話を伺いました。権利者の話では、病気等本人体調不良で維持管理ができなくなったため、義務者より申出があり今回の申請に至ったとのことでした。

特に問題ないと思いますが、皆様方の慎重なる審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより、整理番号1から5について質疑に入ります。

ご質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第1号の整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、整理番号1と2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1と2は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり許可することに決定をいたします。

---

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第2号、整理番号1から2について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は金谷郷字下根引、現況地目、畑の3筆、面積2,752平方メートルのうち、485.77平方メートルを進入路用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。



申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、左中付近に2-1と示す箇所でございます。

申請理由につきましては、申請者の自宅内にある農業用倉庫が手狭となり、登記地目が山林の部分に新たな農業用倉庫を建築するに当たり進入路が必要になったためとのことでございます。

計画の内容は、幅4.129メートルから6.134メートルの進入路を設けまして、農業用倉庫予定地へ出入りしようとするものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の22ページから30ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当するものと考えられます。第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可といたしまして、農業用施設に必要不可欠な進入路に該当するものと考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障ないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、埋立てなどは行わないことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

また、雨水排水につきましては、自然浸透とする計画となっておりますので、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

続きまして、整理番号2、申請地は、大竹字一反田、現況地目が畑の2筆、合計面積が1,090平方メートルを駐車場用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右中付近に2-2と示す箇所でございます。

申請理由につきましては、JR大網駅に近く、駐車場の新規造成をするのに条件が合うことから、駐車場の経営を行いたいとのことでございます。

計画の概要は、駐車場の駐車ますを長さ4.5メートルから6メートル、幅は2.5メートルに区切りまして、45台分の駐車場を設置しようとするものでございます。

計画の詳細につきましては、別添の詳細資料の31ページから37ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は2つございますが、上の地番につきましては、農振農用地区域外の第2種農地、下の地番は農振農用地区域外の第3種農地に該当するものと考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障ないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、埋立てなどは行わず、整地後に碎石を敷きならして転圧を行うことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

また、雨水排水につきましては、自然浸透をする計画となっておりますので、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

なお、雨水排水を放流するに当たりましては、当該土地改良区の排水同意書が添付されております。

次に、他法令の関係でございますが、埋蔵文化財の取扱いにおける必要な関連手続の書類の写しが添付されてございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第2号、整理番号1について、調査結果を報告いたします。

内容については事務局の説明のとおりでございます。

7月1日に申請者から説明を受け、同日に増田委員さんと2名で現地調査を実施いたしました。申請者は、申請地隣接の自己所有の山林に農業用倉庫を建築予定であります。山林は公道に面しておらず、山林への進入路として、以前から申請農地の一部を進入路として使用していました。今回の申請は、この農地の一部を進入路用地の転用許可申請であります。

申請場所は、草刈り等も実施され管理されております。周囲の農地も自己所有地であり、工事も行わないことから問題はないと思われ。皆様の慎重な審議をよろしくお願いいた

します。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2につきましては、増田健二委員、お願いいたします。

○増田委員 整理番号2について説明いたします。

7月1日、平賀委員さんとともに現地を確認いたしました。内容は事務局説明のとおりでございますが、周辺は有料駐車場、住宅地等の中にありますが、工事に際しては整地するのみということでございますので、特段問題はないと思っております。

以上です。

どうぞ、皆さん、慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号の整理番号1から2について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号の整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

---

◎議案第3号(整理番号1)、議案第1号(整理番号6)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から、議案第3号、整理番号1及び関連する議案第1号、整理番号6について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は永田字北中原、地目、畑の1筆、面積589平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、必要な部分について引き続き一時転用しようとするものでございます。

転用面積は0.307平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の⑤をご覧くださいまして、真ん中付近に3-1と示す箇所でございます。

申請理由は、採光等自然条件に恵まれた立地であることから、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことでございます。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱48本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の38ページから53ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は農振農用地区域内に該当すると考えられます。農用地区域内の農地は原則として許可することができない農地でございますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱につきましては、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能でございます。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があることなどになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合、または営農型発電設備事業を廃止する場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用すること

ができる状態に回復することなどの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3メートル及び3.5メートル間隔に立てて太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま

す。続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合わせましてブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較いたしまして2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、関連いたします議案第1号を説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号6、申請地は永田字北中原、地目、畑の1筆、面積589平方メートルのうち588.693平方メートルを貸借により賃借権設定をしようとするものでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

申請位置につきましては、別添資料の図面の⑤をご覧くださいまして、1-6と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、詳細資料の38ページと39ページ及び54ページから59ページまでとなります。

最後になりますが、議案第3号の整理番号1に関連する議案第1号の整理番号6につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でござ

いますことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1及び議案第1号の整理番号6の案件につきましては、一括して、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第1号、整理番号6及び関連する議案第3号、整理番号1について、調査報告をさせていただきます。

内容は、事務局説明のとおりでございます。

7月3日、内海委員と菅谷委員と私、3人で義務者宅を訪問し話を伺いました。今回は更新ということで、作物の作付部分が変わる以外は前回と同じであるため、更新することに問題はないということでありました。その後、現地を確認しました。現地は、旧国道128号線の永田駅辺りから、下方へ通ずる通称10メートル道路の、字北中原地先で、非常に便利のよい場所でありました。そして、現地に行きましたら、現在、サツマイモの苗が作付されておりましたが、権利取得後はブルーベリーを作付するということで、この関係を事務局に確認しましたら、現在は、その状態でも支障がないということでありました。

そして、権利者には、同じく7月3日、電話で話を伺いました。権利者は、作物をブルーベリーに替えるということのその理由は、ブルーベリーが高単価で流通するためということです。また、ブルーベリーは半日陰でも十分成長するため、太陽光発電設備の下でも問題はないということであります。

また、議案第3号、整理番号1につきましては、権利者と連絡が取れず、代理人に確認しましたところ申請どおり間違いのないということでありました。皆様方の慎重審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号及び議案第1号の整理番号6について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、御意見ともにならないようですので、これにて、議案第3号及び議案第1号の整理番号6に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、整理番号1及び議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1及び議案第1号、整理番号6は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

---

◎議案第4号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号5は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から、議案第4号の整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書7ページの利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は5人、利用権の設定をする者は5人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が10筆で面積1万2,655平方メートル、畑が6筆で面積6,000平方メートル、田と畑の合計面積は1万8,655平方メートルでございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別は、新規が1件、更新が4件の5件でございます。

そのうち、整理番号1から5までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、池田、田が1筆、774平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米30キログラム、更新。

整理番号2、北今泉、田が6筆、6,618平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号3、柳橋及び北吉田、田が3筆、5,263平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

整理番号4、永田、畑が1筆、1,379平方メートル、6年、金納、全面積で1万3,500円、更新。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号5につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づきます農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等をする場合には、農用地利用配分計画によらず当該賃借権の設定等を行うことができることとされており、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構でございます公益社団法人千葉県園芸協会において、千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号5、細草、畑が5筆、4,621平方メートル、10年、金納、一番上の所在地が全面積で1万6,000円、それ以外の所在地につきましては、10アール当たり1万円、新規。

なお、整理番号1から5につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。整理番号1から4につきましては、契約が更新の案件であり、また、整理番号5につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されているため、農業委員による調査は不要であると申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から5について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から5の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から5の案件は原案のとおり承認することに決定いたします。

---

◎議案第5号(令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の策定)

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の策定についてを議題といたします。

それでは、事務局から、議案第5号について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

平成21年に農林水産省から、農業委員会の適正な事務実施についての通達があり、農業委員会の行う事務につきましては、透明性の向上や公平性の確保が強く求められており、事務に関する目標の設定や活動計画の策定が義務づけられ、それらに関する点検・評価を毎年実施することとされております。

本案件は、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

はじめに、大項目1の、農業委員会の状況でございます。

1、農業の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

大項目2の、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1の現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2の令和3年度の目標及び実績では、集積目標が479ヘクタールに対しまして、集積の実績が481ヘクタールであり、達成状況は100.42%となっております。

3の目標の達成に向けた活動では、活動実績といたしまして、利用権設定の制度周知は、電話や窓口相談時に制度のメリット等の周知を実施いたしまして、農地中間管理機構の活用の周知につきましては、ホームページや広報紙の掲載のほかパンフレットの農家組合長回覧などにより制度の周知を実施したところでございます。

4の目標及び活動に対する評価につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

大項目3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1の現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2の令和3年度の目標及び実績では、参入目標の2経営体に対しまして参入実績が2経営体であり、達成状況は100%となっております。

3の目標達成に向けた活動につきましては、活動実績は、農業委員や農地利用最適化推進委員及び関係機関との連携を図りました。

4の目標及び活動に対する評価につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

大項目4の、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

1の現状及び課題では、令和3年4月現在における現状は、管内の農地面積2,415.2ヘクタールのうち遊休農地面積が5.8ヘクタールであり、割合は0.24%となっております。

課題につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

2の令和3年度の目標及び実績につきましては、解消目標の0.5ヘクタールに対する解消実績はマイナス18.4ヘクタールでございます。

3の2の目標の達成に向けた活動では、表の活動実績の欄をご覧ください。

農地の利用状況調査は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきまして、調査員数36名によりまして7月から8月に調査を実施いたしました。農地の利用意向調査につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

4の目標及び活動に対する評価につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

大項目5になります。違反転用への適正な対応でございます。

1の現状及び課題では、令和3年4月現在の違反転用面積は3.23ヘクタールでございます。課題につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

2の令和3年度実績では、増減はございません。

3の活動計画・実績及び評価につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

大項目6になります。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1の農地法第3条に基づく許可事務では、令和3年度の処理件数は31件ございまして、うち許可が30件、不許可が1件でございます。

点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

2の農地転用に関する事務につきましては、令和3年度の処理件数は26件であり、全ての案件について許可相当の意見書を付して知事へ送付しております。

点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

3の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内の農地所有適格法人数が10法人ございますが、そのうち9法人から報告書が提出されております。なお、未提出の1法人が提出されなかった理由といたしましては、会社が廃業となったためでございます。しかしながら、廃業までの期間の報告につきましては、引き続き提出するように指導してまいります。

次に、4の情報の提供等につきましては、賃借料情報の調査・提供の調査対象賃貸借件数は624件ございまして、市のホームページでの公表及び広報紙に掲載をしております。

次に、表の一番下、農地台帳の整備につきましては、整備対象農地面積2,523ヘクタールを農地台帳システムにより整備しております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

大項目の7でございます。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませんでした。

次に、大項目8の、事務実施状況の公表等でございます。

1の総会等の議事録の公表につきましては、市のホームページで公表するとともに、農業委員会事務局窓口で閲覧が可能でございます。

2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、ございませんでした。

3の活動計画の点検・評価の公表につきましては、市のホームページで公表しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は、原案のとおり決定されました。

---

◎議案第6号(農地利用最適化推進委員の選任)

○議長 続きまして、日程第8、議案第6号、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

それでは、事務局から、議案第6号について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の20ページをご覧ください。

議案第6号でございます。

本案件につきましては、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条におきまして、推進委員に欠員が生じた場合は地区における欠員を当該地区において補充すると規定されております。

10地区におきまして欠員が生じたことから、5月18日から6月14日まで、推薦・募集を行いましたところ、農業団体及び農業者から推薦届出書の提出がございました。

今回の推進委員候補者を選考するため、規則第7条に基づく候補者評価委員会を設置し、評価委員会において候補者の選考が行われました。

このたび、評価委員会が選考した候補者1名は、大網白里市の農地利用最適化推進委員として適当であると認められますので、農業委員会総会に諮り承認を求めるものでございます。

議案書の21ページに、候補者氏名と、次の22ページに、担当地区を添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について、地区番号10の方を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第6号、地区番号10の方を原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第9、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第10、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第11、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第12、報告第4号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

初めに、報告第1号についてご説明を申し上げます。

議案書の23ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりでありまして、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べてございますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び届出者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調べてございますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は2件でございます。

各農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃借権を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調べてございますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の26ページと27ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会については3件でございます。

各農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、法務局からの照会に伴いまして、現地を農業委員、推進委員と確認させていただきました。

結果につきましては、現況欄に記載のとおり回答をしたところでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から、報告第1号から報告第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第9から日程第12の報告事項を終了いたします。

最後に、各委員、事務局から、ご連絡などがあればお願いいたします。

事務局、お願いします。

○事務局 私のほうから1点。

令和4年度遊休農地調査スケジュールについて説明させていただきます。

A3判の縦の1枚のカラーのスケジュールがありまして、そちらを参照してください。資料としては1枚になります。

遊休農地調査は、毎年、1回、農地の状況を見て回る調査となりまして、大きく分けて3

つの作業があります。黄色の塗りつぶしの利用状況調査と書いてある調査が1点目、資料のところの緑色、その下のオレンジ色の塗りつぶしの意向調査、こちらが2点目の作業になります。3つ目、資料の赤色の塗りつぶしのところの作業が、非農地判断という作業の、この3点の作業が遊休農地調査となります。

説明につきましては、資料の中の水色の四角で、1から18まで番号を振ってありまして、それを目安に説明させていただきます。

まず、令和4年度の遊休農地調査に関わる農業委員、農地利用最適化推進委員への説明が水色番号の1番、説明会を8月8日合同総会にて詳細の説明及び調査の依頼をさせていただきます。

続きまして、利用状況調査のスケジュールにつきまして説明させていただきます。

水色番号の2から5、黄色の大きい枠のところとなります。現地調査の開始日は8月9日より開始とさせていただきます、調査終了につきましては9月8日まで。調査結果の提出は、9月9日を合同総会として、結果をそちらで上げていただく予定とさせていただきます。

主な変更点について説明させていただきます。

変更点は、大きく分けて3点。実施の時期、実施方法、実施体制について変更があります。

まず、実施時期についてです。遊休農地調査は、例年、7月から8月の初旬で実施しておりましたが、遊休農地調査の実施要領というものがありまして、そちらに記載がある調査の目安時期は8月ということで今年度は記載されております。それに準じまして8月での実施に変更させていただきました。

続きまして、実施の方法についてです。令和3年度以前は、事務局が案内する土地について確認する作業を遊休農地調査としておりましたが、遊休農地調査の基本的な考え方としては、市内全域の農地の状況を年1回幅広く、遊休化していないかというのを確認するという考え方となっていることから、事務局指定の土地のみを確認する方法というものから、基本的には全域を広く対象と見ていただくという中で、あと、個別確認をしなければいけないという農地のリストというのがありますので、そちらも併せて広く見ていただく、あとは、個別の農地というのちょっとチェックしていただく、そういうような形で今回から見ていただくという形の方法に変更させていただくという形にさせていただきます。

調査としましては、およそ1か月という期間の中で見ていただくのですが、日頃の農業の活動の中で、あの辺はどうだとかというところも含めて、ひとつ気になる点というのを拾い

出してやっていただくという意味合いで捉えていただければと思います。

最後に、実施の体制についてです。今までは、農業委員会の事務局の車に乗り合いで調査に回っていましたが、令和4年度からは、農地利用最適化推進委員と農業委員さんにて、事務局なしで調査をお願いする体制に変更とさせていただきます。これにつきましては、今後、タブレット端末というのが遊休農地調査で使いなさいというものになってきております。まだ納品になっていないんですが、今年度の予算でタブレットは納品になりますが、今年度の調査からは利用には間に合いません。農地を見ながらタブレットをポチポチ押していくというような、調査方法が変わりますので、今後は配付という形になりまして、日頃の活動の中で押してもらうということが、来年度以降そういうような形での調査となっていきます。その切替えを見込んで、農地を幅広く見ていただくという方法に変更とさせていただきます。

変更点としましては以上となります。

また、今日は内容のスケジュールというご説明なんですが、調査内容の詳細につきましては8月8日にまた説明させていただきます。

今のは、利用の状況、現地を見る調査のお話となります。続きまして、2点目としましては、現地を見た結果、所有者の方に、今後、荒れているところを、ここどうしますかという利用意向調査のスケジュールとなります。そちらにつきましては、水色の番号の6から14となります。利用状況調査で遊休農地となった農地について、まずは、事務局から郵送調査を実施します。それが水色番号の7、9月26日頃となり、回答期限を10月14日頃で設定する予定です。郵送調査を行いまして、今後の意向について、返信してくださいという郵送の調査になるんですが、そちらに対して、返信がない、未回答者について、推進委員さんと農業委員さんのほうでご協力をいただきまして、スケジュールのほうの水色番号11から14で、意向調査の訪問調査のほうの実施をお願いしたいと思います。

訪問の対象のリストにつきましては、水色番号の10番の11月9日のところの総会、ここは単独と書いてあるんですが、スケジュール変更で、合同総会とさせていただきます。総会スケジュールの資料も別に配付してあります、こちらの11月9日は、遊休農地調査との絡みもありますので、合同総会に変更させていただいてありまして、そちらの総会のところで、そのリストも提供させていただく予定です。

推進委員さんと事前の打合せを、そのリスト、意向調査の未回答者の訪問をどうしようかという打合せを行っていただきまして、その後、訪問調査につきましては11月10日から11月末までの間で実施していただきます。その期間で複数回訪問しても、不在で、どうしても意



向を聞けなかったというところにつきましては、事務局で最終的には電話調査なりを対応しようと思っております。

意向調査の結果取りまとめというものにつきましては、12月9日合同総会で提出、結果を出していただく形になります。そこで状況調査と意向調査が終わりまして、3つ目、最後は、もう農地として使えないだろうという再生困難農地という判断になりましたら、非農地判断というものの作業になります。非農地判断は赤いところのスケジュールのところになります。

昨年度からの変更点としましては、昨年度は各地区ごとに非農地判断を実施していましたが、利用状況調査での再生困難農地かどうかというのは、各地区で今までどおり判断していただきまして、その後、非農地判断は、非農地判断調査委員を3名選出していただきまして、その3名が対象農地の調査を行う方式に変更とさせていただきます。この変更は、市内で非農地と判断する判断基準を統一することが目的となっております。非農地判断のスケジュールにつきましては、利用意向調査と並行して行うようなスケジュールとなります。

まず、非農地判断の調査委員の3名を9月9日の合同総会にて選出していただきまして、非農地判断調査は9月下旬から10月中旬として調査をします。調査結果でも非農地判断と判断された農地につきましては、最終的に農地所有者に、非農地と農業委員会は判断するが所有者の意向等の確認、どうですかというのを聞き取りしまして、11月中旬から11月末にそれを実施し、最終的に、非農地判断というのは、昨年度は12月総会で非農地判断を行いました。今年度は1月10日の総会で、こちらの総会の議案に上げまして、農地台帳からも農地として外すということになるかどうかというのを上げる流れとなります。

これが、令和4年度の遊休農地調査の概要、スケジュールとなります。

スケジュールの説明は以上となります。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

○齋藤（重）委員 利用状況調査を8月8日の合同総会で詳しく教えていただけるということで、先ほどでも、遊休農地に関する報告があつて、ここはもう再生不能だよというところが、そういうところが多過ぎたために、遊休農地が約マイナス3,600%になっちゃったんですか。ここの基準がもっと緩和されるのか、どうなのか、もっと厳しくなるのか、そこちょっと教えていただきたい。

○事務局 お答えさせていただきます。

遊休農地の判断の基準自体は、変わっているほどではありません。言い方が変わっている、A判定とかB判定というものが、1号の黄色部分とか緑部分とか、言い方が変わっただけでありまして、荒れているか、作付をしているか、維持管理をしているか、それか、維持管理もできていないところは1号遊休農地の荒れ過ぎているところは黄色区分、維持管理までできていないけど荒れ過ぎてもいないところはその間の緑区分というような区分にはなっているんですが、令和2年度以前からも、見方としてはそう、言い方は変わっていますが、判断は変わっていないです。昨年度大きく出たのは、皆さんが見るところを増やしまして、それで、荒れているか荒れていないかというのを、しっかり認識してもらって、これはちゃんとやっていないだろうという、まあ、いいだろうというような判断じゃなくて、しっかりちゃんと意向調査を聞いたほうがいいよねというので、しっかり基準を設けて対応したので、市内ではそういうのが潜在的にあったというところで、大きく出てしまいました。

これ、きっちり全農地をやるとなると、ちょっとまだ広く、ある可能性はありますが、そこは意向調査とか日頃の農業者への声かけとかで、なるべくそういうのがなくなっていくようにしながら、令和4年度は、8月にやるところまでには声がかかっている、1回ぐらい草刈ってある状態になれば、遊休農地率というのも下がってくる部分にはなりますので、通年的に、ちょっと声かけながらやっていただく中で、8月に、基準が変わらずに見ていただくという形で。増えた理由はそのような形になります。

以上となります。

○齋藤（重）委員 ありがとうございます。

まず、白里地区は、再任の委員が多いんですけども、大網地区は、農業委員も推進委員も、ほとんど変わってしまいました。事務局が、一緒につかないで、それをやってくださいと言われて、果たして、ちゃんとできるんですか。

○事務局 そちらにつきましては、8月8日のところに、一応、遊休農地調査のマニュアルという資料はお渡ししますが、やっぱり資料だけで、写真だけで判定というものの基準が難しいと思いますので、そちらにつきましては、既存の委員さんがいないんだよということであれば、最初、何人というか一緒に行ってくれということであれば、事務局1人でも、私どももついて行きまして、それで一緒に回るということではできますので、それはケース・バイ・ケースで対応していこうかと思います。

○齋藤（重）委員 ありがとうございます。

○議長 それでは、ほかにごありますか。

○事務局 事務局のほうからもう1点、連絡がございます。

今回の第3回総会の閉会后に、農業者年金加入推進対策会議のほうを開きたいと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第3回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時26分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月8日

農業委員会長

鶴澤英夫

署名委員

加藤可久

署名委員

平首 邦